

“丹波市ノーマイカー通勤の日” 運動実施要領

[令和8年度版]

1 趣旨

丹波市で排出されるCO₂のうち、運輸部門の排出量が全体の約28%（丹波市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（以下：「区域施策編」という）参照）を占めており、区域施策編の同部門に関連する取組施策としては、「取組方針①：生活様式を変える①-1脱炭素型ライフスタイルへの転換」を掲げている。

また、ノーマイカーの取組は、日常生活で身近に取り組める行動をまとめた「丹波市ゼロカーボンアクション」にも含まれるものであることから、市民・事業者のライフスタイルの転換・行動変容を促進するために実施する。

2 参加対象

事業者(普段の通勤にマイカーを利用している人)

3 実施日

毎月22日（各実施事業者により任意に定める1日とすることができる。）を「丹波市ノーマイカー通勤の日」と定め、平成22年9月22日から実施している。

これは、毎月22日がJR福知山線のマイレール意識を高め利用者増進を図る「たんば鉄道の日」と定められており、相乗効果を図るものである。

また、重点アクションDayを設定し、より積極的な取り組みを図る。

[令和8年度の重点アクションDay]

令和8年7月7日(火)（クールアースデー）

令和8年11月20日（金）（地球温暖化防止月間【12月】前）

※令和8年11月22日が休日のため、その前の平日とする。

4 実施方法

(1) マイカーを利用している人は、徒歩、自転車、カーシェアリング（相乗り）、バイク、公共交通機関の利用等により、できる範囲でマイカー利用を自粛する。

[目安]

ア 片道2km以内 →徒歩

イ 片道5km以内 →自転車

ウ その他 →バイク、カーシェアリング（相乗り）、公共交通利用

(2) 報告に関しては、22日の丹波市ノーマイカー通勤の日に実施した取組に限る（各実施事業者で任意に日を定めている場合はその日に限る）。

※ただし、普段から徒歩、自転車、公共交通機関利用等で通勤している人の参加は含まない。通勤手段をこれらの方法に継続的に切り替える場合も同様とする。

5 参加申込

「丹波市ノーマイカー通勤の日」運動 事業者情報（様式1）を事務局（丹波市環境課）へ送付する。（様式は市のホームページからダウンロード可能。）

6 実施状況調査等

（1）二酸化炭素排出量算出シート

参加する事業者は、二酸化炭素排出量算出シートに全従業員の普段の通勤手段と通勤距離を入力し、事務局に提出する。

（2）実績報告書・計算書

毎月の実施日から20日以内に、「実績値入力シート」（様式2）を事務局へ提出する（令和9年2月実施分は、実施月のうちに報告すること）。事務局で取りまとめを行い、削減したCO2量（推計）を公表する。

7 参加の特典

（1）e-CO2（いい交通）ポイント制度

毎月の参加（報告書の提出）につき500ポイント、当運動によって転換された通勤距離数1kmにつき1ポイントを付与し、累計ポイントとたんば商品券と交換することができる。重点アクション日のポイントは2倍とする（但し、バイクへの転換は1kmにつき0.4ポイント。また、端数は切り捨てとする）。

（2）丹波市建設工事入札の主観数値項目の適用

（3）駅前市営駐車場が無料（毎月22日のみ）

8 その他

（1）随時、参加申込みを受け付ける。

（2）重点アクションDayのみの参加も可能。

（3）参加者は市のホームページ等で公表する（公表可の場合のみ）。

9 お問い合わせ・お申込先

丹波市生活環境部 環境課 環境係

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話：0795-82-1290 FAX：0795-86-7373

E-mail kankyous@city.tamba.lg.jp

